

制限付一般競争入札の実施について（公告）

制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号）第153条の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）4月7日

柏崎市副市長 西 巻 康 之

1 入札案件の概要

- (1) 入札番号 消総第2号
- (2) 品 名 小型動力ポンプ付積載車
- (3) 入札に付する事項
 - ア 規格 別紙仕様書のとおり
 - イ 数量 4台
- (4) 入札日時
令和7（2025）年4月22日 午前10時から
- (5) 開札日時 入札終了後直ちに開札
- (6) 入札及び開札会場 柏崎市役所 4－3、4－4会議室
- (7) 入札保証金 免除
- (8) 契約保証金 免除（又は契約金額の10/100以上）
- (9) 納入場所 別紙仕様書のとおり
- (10) 納入期限 令和8（2026）年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格要件

この入札案件に参加する者は、以下の資格要件を全て満たすことを要す。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 当該物品の調達等に係る公告の日から開札日までの期間において、柏崎市物品調達に係る業者等指名停止措置要領（平成22年制定）による指名停止の措置を受けていない者
- (3) 本市の令和7（2025）及び令和8（2026）年度の物品

入札参加資格者名簿に登録されている者であり、かつ、次の営業種目に登録のある者

営業種目：０１７消防車両－００３消防ポンプ車

(4) 柏崎市内に本店を有する者

3 入札参加の手続

入札に参加しようとする者は、制限付一般競争入札参加申請書（別記第１号様式）（以下「申請書」という。）を提出すること。

(1) 提出期限 令和７（２０２５）年４月１６日 正午まで

(2) 提出方法

電子メール又は持参（市役所４階契約検査課）による。電子メールの場合は、契約検査課まで電話による連絡を要す。様式は、市のホームページからダウンロードした所定の様式とする。

宛先 keiyaku@city.kashiwazaki.lg.jp

4 参加資格の結果通知

参加資格を有しないと決定した者にのみ、令和７（２０２５）年４月１８日 正午までに電子メールにより通知する。

5 仕様書等の閲覧場所 市ホームページ

6 仕様書等に関する質問回答

仕様書等に関する質問がある場合は、質疑書を提出すること。

(1) 提出期限 令和７（２０２５）年４月１１日 正午まで

(2) 提出方法

電子メール又は持参（市役所４階契約検査課）による。電子メールの場合は、契約検査課まで電話による連絡を要す。様式は、市のホームページからダウンロードした所定の様式とする。

宛先 keiyaku@city.kashiwazaki.lg.jp

(3) 回答方法

質疑書の提出期限の日から起算して３日以内（新潟県柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第３１号）に規定する市の休日を除く。）に、市ホームページで公表する。

7 留意事項

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未

満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札開始時刻に遅れた者は、辞退したものとみなす。
- (3) 入札は3回を限度とする。ただし、初回入札者が1者のみの場合、再入札は行わない。また、参集者が2者以上の場合であって再入札・再々入札において入札者が1者となった場合は、入札を打ち切るものとする。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 申請書の提出後、入札を辞退する場合は電子メール又は持参により入札辞退届を提出すること。
- (6) 入札が中止又は延期となる場合は、申請書を提出した全員に通知する。
- (7) 落札者は、落札金額の明細を提出すること。
- (8) 予定価格が2,000万円以上の物品の場合、落札後に仮契約を締結し、議会議決後に仮契約が本契約となる。

8 その他

- (1) この公告に定めるもののほかは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、新潟県柏崎市財務規則等の関連する法令、規則、柏崎市物品等制限付一般競争入札実施要領及び柏崎市物品調達等に係る競争入札参加者心得の定めるところによる。
- (2) その他不明の点については、柏崎市財務部契約検査課契約係（0257-21-2313）に照会すること。